

# 第1章 文化芸術振興プログラムの策定にあたって

## 1 文化芸術振興の必要性

※文化芸術は、市民の創造性をはぐくみ、表現力を高めるとともに、様々な違いを尊重し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成や文化的な伝統を尊重する心の育成につながる重要な役割を持っています。

かつての経済成長のみを追求した社会から、成熟社会に適合した新たな社会モデルが求められている中、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を意識しながら、こうした周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められています。

他方で、人口減少社会を見据える中で、特に、人口減少や少子高齢化等の影響、単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況などからも、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっています。

このため、文化芸術が生み出す社会への波及効果をこうした諸課題の改善や解決につなげることが求められています。

平成13年制定の「文化芸術振興基本法」では、「地方公共団体は基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第4条）と掲げられています。

また、平成27年5月、国において示された、文化芸術振興基本法に基づき文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27～32年度）では、社会を挙げての文化芸術振興として、文化芸術を地方創生の起爆剤として活用すること、全国津々浦々での文化プログラムの展開、文化芸術振興への支援の重点化等が示されています。

こうした動きを受け、地域の固有性や市民ニーズを反映させた独自の文化行政の推進を目指して、近年、文化振興のための条例を制定する自治体、文化政策の指針等を策定する自治体が多くなっています。

※ 本プログラムでは、文化芸術振興基本法に則って、文化・芸術を広く捉える言葉として「芸術文化」ではなく、「文化芸術」を使用することとします。

## 2 文化芸術振興プログラムの策定の趣旨・背景

本市は、広島県の中央に位置する穀倉地帯で、安芸国の中心地として発展した古い歴史と文化を持っており、県内最大の前方後円墳である三ツ城古墳、奈良時代に創建された安芸国分寺、室町時代に大内氏の安芸国支配の拠点として築かれた鏡山城などがあります。また、江戸時代には西条町に郡御役所が置かれ、西国街道の宿場町としても栄えました。

昭和 49 年 4 月、賀茂郡内の西条町、八本松町、志和町、高屋町が合併し、県内 12 番目の市として発足しました。その後、平成 17 年 2 月には、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の 1 市 5 町が合併し現在に至っています。

平成 20 年 5 月、市内 4 大学と締結された「東広島市と大学との連携に関する協定」を契機として「音楽」をテーマにしたまちづくりの構想が作られ、平成 28 年度開館予定の東広島芸術文化ホール「くらら」として実を結びました。さらに、平成 32 年度開館を目指す新美術館など、市の文化芸術振興における中核的施設が相次いで稼働する予定です。

また、平成 22 年 8 月には、市内各地の遺跡から出土した品を整理・収蔵・展示する複合施設である出土文化財管理センターを河内町内に開設しています。

文化芸術団体については、平成 17 年の合併後、各市町の文化協会等が統合され、東広島市文化連盟として発足し、活動しています。

このように、本市は、留学生や外国人を含む市民を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、地域に根付いた祭りや踊りなどの伝統文化があります。また、市内では多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛んに行われています。こうした本市の文化財や伝統等は、市内外に誇るべきものであり、これを維持、継承、発展させることはもとより、市民がその価値を十分に認識し、市内外へ発信していく必要があります。

本プログラムは、中核的施設が立地する中心市街地をはじめ、市内すべての物的、人的資源を活用し、文化芸術振興施策と観光などの施策との連携、様々な文化芸術施設や担い手との連携を見据え、今後約 10 年間の東広島市の文化芸術振興の方向性を示すものとしします。

## 3 文化芸術振興プログラムの目指すもの

本プログラムの策定にあたっては、以下の関連法令、上位計画、関連計画の趣旨及び内容を踏まえるものとし、今後の文化芸術振興施策の指針となるよう、想定される取組を掲げ、本プログラムの方向性を具体的に示すものとしします。

### 【関連法令】

博物館法、文化芸術振興基本法、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律

### 【東広島市上位・関連計画】

東広島市総合計画、東広島市教育大綱、東広島市教育振興基本計画、東広島市市民ホール建設基本構想及び基本計画、中心市街地活性化基本計画、東広島市美術館建設基本構想・基本計画など

文化芸術振興基本法では、文化芸術のすべての分野を対象とすることとした上で、文化芸術の分野を「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化・国民娯楽・出版物等」「文化財等」「地域における文化芸術」として示しています。

本プログラムでは、これらの分野を基本に文化芸術活動を捉え、とりまとめることとします。